

## 「住民税均等割のみ課税世帯・ 子育て世帯加算給付金」のご案内

- ◎ 本給付金は、物価高騰による影響が特に大きい低所得世帯を支援するための新たな給付金です。
- ◎ 紹介文を受給するには手続きが必要です。（※ご注意ください。）

### 住民税均等割のみ課税世帯給付金

#### 支給対象

※次の支給要件のいずれにも該当する世帯が対象です。

#### 令和5年度「住民税均等割のみ課税」の世帯

※ただし令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

令和5年12月1日現在（基準日）で市内に住民登録がある世帯

給付金の支給額 1世帯あたり10万円

### 子育て世帯加算給付金

#### 支給対象

※次の支給要件のいずれにも該当する世帯が対象です。

#### 令和5年度「住民税非課税」の世帯 または「住民税均等割のみ課税」の世帯

※ただし令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

令和5年12月1日現在（基準日）で  
市内に住民登録がある世帯において、生計を同一にしている  
**18歳以下の子（平成17年4月2日生まれ以降）がいる場合**

※令和5年12月2日～令和6年3月31日に生まれた新生児も対象です。

給付金の支給額 18歳以下の子1人あたり5万円

★裏面もご覧ください！

# 給付金の支給手続きについて

## 住民税均等割のみ課税世帯給付金

### 子育て世帯加算給付金

対象（支給見込み）の世帯には、市から確認事項が記載された確認書が届きます。

確認書の内容をご確認、必要事項をご記入（必要な確認書類を添付）のうえ、加茂市に返送してください。

#### 【確認事項】

##### ① 支給要件に該当する世帯であること

- ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯でないこと。
- ・住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと。
- ・既に本給付金と同様の給付金を受給したものがいないこと。

##### ② 振込先口座の情報について

##### ③ 扶養の状況（子どもの人数等）について ※子育て世帯加算給付金のみ

#### ◆ 課税状況が不明（または未申告）の方がいる場合

- ・該当の世帯には、市から確認書に替えて申請書が届きます。
- ・支給要件に該当する場合は、申請書に必要事項をご記入（必要な確認書類を添付）のうえ、加茂市に返送してください。

※給付対象と思われる方で確認書が届かない場合など、ご不明な点がございましたら、加茂市健康福祉課までお問い合わせください。

確認書（申請書）の返送期限（郵送可）  
**令和6年5月31日（金）※消印有効**

※期限を過ぎた場合、給付金を受給できなくなりますのでご注意ください！

#### 給付金を口実にした「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」に注意！

自宅や職場などに、市役所の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ先 加茂市健康福祉課 福祉係 ☎0256-52-0080 （内線171）

受付時間 平日8：30～17：15